

地域主権改革一括法案等の修正について

1. 法案の名称

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」

2. 会議の名称

「地域主権戦略会議」



(削る)

(※ 第十八条に「地域主権戦略会議」を追加する規定及び第二十五条の二～九を削る)

3. 用語の整理

①

「地域主権改革（日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革）」



「日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」

②

「地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。」



「第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。」

(国と地方の協議の場に関する法律案)

③

「地域主権改革（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の三に規定する地域主権改革をいう。）の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。」



「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の二の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。」

④

「内閣府設置法第二十五条の二第二項に規定する地域主権改革担当大臣」



「内閣府設置法第九条第一項により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にあるもの」

4. 義務付け・枠付けに関する勧告に即した措置の実施（附則）

以下のように政府の取組に関する規定を追加。

「政府は、旧地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）第九条の規定により置かれていた地方分権改革推進委員会による同法第十条第一項の勧告において、地方公共団体に対する地方自治法第二条第八項に規定する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないもの（他の法律において措置が講じられたものを除く。）について、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。」

5. その他の規定整備

施行期日の修正や条項の移動など所要の規定整備を行う。

一括法のほか、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案についても所要の修正を行う。